

緊急小口資金【特例貸付】のご案内

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

■貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（生活保護受給世帯は対象となりません）

■貸付限度額：以下の①～⑥に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内

- ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
- ②世帯員に要介護者がいる場合
- ③4人以上の世帯である場合
- ④世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
- ⑥上記のほか、特に資金需要が認められる場合

その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内

■据置期間：貸付の日から1年以内

■償還期間：据置期間終了後2年以内

■貸付利子：無利子

■保証人等：不要

更に制度や要件の詳細を知りたい方は、

特例貸付コールセンター(フリーダイヤル 0120-321760)へ

申込の手順1	申込書式の入手・作成	<p>●申込に当たっては、所定の書式への記入が必要です。</p> <p>●インターネットからPDFファイルをダウンロード・印刷できる方は、下記より書式を入手してください。 記入例・確認チェックリストもありますので、参照してください。</p> <p>①緊急小口資金特例貸付 借入申込書</p> <p>②緊急小口資金特例貸付 借用書・重要事項説明書</p> <p>③収入の減少状況に関する申立書【収入減少の確認書類がない場合のみ】</p> <p>④【記入例】緊急小口資金特例貸付 借入申込書</p> <p>⑤【記入例】緊急小口資金特例貸付 借用書・重要事項説明書</p> <p>⑥【記入例】収入の減少状況に関する申立書（市区町村社協申込用）</p> <p>⑦確認チェックリスト【郵送する前に必ず確認してください】</p> <p>●印刷ができない場合は、特例貸付コールセンター(フリーダイヤル 0120-321760)へお電話ください。書式一式を郵送いたします。</p>
申込の手順2	必要書類の準備	<p>●申し込みの際は、上記の書式のほか、下記の書類が必要です。</p> <p>①借入申込者の身分証明書類のコピー<ul style="list-style-type: none">・身分証明書類…運転免許証、健康保険証、パスポート等 (借入申込者の現住所と一致していること)</p> <p>②世帯全員分の住民票の原本<ul style="list-style-type: none">・発行から3か月以内 ・マイナンバーの記載のないもの (借入申込者の現住所と一致していること)</p> <p>③貸付金を振り込む口座の通帳またはカードのコピー<ul style="list-style-type: none">・通帳は金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるページをコピーすること。 カードの場合は、金融機関名・支店コード・口座名義・口座番号が読み取れるコピーであること（黒くつぶれないよう、コピー濃度を調節してください）・借入申込書に記入した「口座名義」「口座番号」と一致していること※振込口座に指定できるのは、借入申込者氏名と同一名義の口座です</p>

		<p>※ネット銀行は振込口座に指定できません</p> <p>④収入の減少を確認する書類のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細、帳簿、給与振込通帳等（減少前と減少後の両方） <p>※収入の減少を確認する書類が用意できない場合は、書式一覧にある「収入の減少状況に関する申立書」を作成してください</p>
申込の手順3	提出書類の取りまとめ	<p>●送付頂く書類は下記の七点ですので、再度ご確認ください。</p> <p>①緊急小口資金特例貸付 借入申込書</p> <p>②緊急小口資金特例貸付 借用書・重要事項説明書</p> <p>※ダウンロードして印刷した場合、「借用書」「重要事項説明書」は両面印刷でなくそれぞれ片面印刷でもかまいません</p> <p>③収入の減少状況に関する申立書 または 収入の減少を確認する書類</p> <p>④借入申込者の身分証明書類のコピー</p> <p>⑤世帯全員分の住民票の原本</p> <p>⑥貸付金を振り込む口座の通帳またはカードのコピー</p> <p>⑦確認チェックリスト</p> <p>※書類封入前に、「確認チェックリスト」でチェックを行い、同封してください。</p>
申込の手順4	提出書類の送付	<p>●書類は、お住いの市区町村の社会福祉協議会へ郵送で提出してください。</p> <p>（札幌市内居住の方は、「<u>区</u>の社会福祉協議会」が提出先ですのでご注意ください）</p> <p>下記リンク先の一覧より住所を確認してください。</p> <p>http://www.dosyakyo.or.jp/access/index.html#3</p>
<p>☆市区町村社会福祉協議会に提出書類が到着後、概ね1週間～10日で貸付決定・貸付金振込となります。また、別途「貸付決定通知」を郵送します。</p> <p>（書類に不備がある場合等は、より日数を要します。また、審査により貸付できない場合もあります）</p> <p>☆現在、多くの貸付申請を頂いているため、事務処理に時間を要しております。</p> <p>そのため、貸付決定通知の送付より前に貸付金が振り込まれる場合がありますが、ご容赦願います。</p> <p>☆緊急小口資金特例貸付の手続きについては、感染拡大防止・窓口混雑回避のため、原則として郵送での対応としております。ご理解ご協力をお願いします。</p> <p>☆緊急小口資金特例貸付を利用してもなお生計の維持が困難な方は、「総合支援資金（生活支援費）特例貸付」の利用をご検討ください。</p>		
<p>☆緊急小口資金特例貸付は、市区町村社会福祉協議会のほか、労働金庫でも申込を受け付けます。</p> <p>労働金庫取扱店舗（5月11日現在）</p> <p>札幌市内：本店営業部・札幌西支店・札幌東支店・札幌北支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店</p> <p>道央地区：江別支店・千歳支店・富良野支店・岩見沢支店・小樽支店・滝川支店</p> <p>道南地区：室蘭東支店・函館支店・八雲支店・苫小牧支店・静内支店</p> <p>道北地区：旭川支店・留萌支店・名寄支店・稚内支店</p> <p>道東地区：釧路支店・中標津支店・北見支店・帯広支店・網走支店</p> <p>詳細は、下記リンクを参照してください。（労働金庫用申込書式・申込方法等が記載されています）</p> <p>https://www.rokin-hokkaido.or.jp/site/news/kinkyukoguchi.html</p> <p>☆また、5月28日より郵便局でも申込受付を開始します。</p> <p>詳細は、下記リンクを参照してください。（取扱郵便局、郵便局用申込書式・申込方法等が記載されています。）</p> <p>※労働金庫及び郵便局の申込受付は9月30日までとなります。</p> <p>https://www.post.japanpost.jp/notification/productinformation/2020/0519_01.html</p>		

☆次に該当する方は、労働金庫や郵便局での対応ができかねるため、市区町村社会福祉協議会へご相談ください。

- ①失業された方で総合支援資金貸付の利用も検討している方
- ②未成年の方
- ③現在お住まいの住所と住民票の住所が異なる方
- ④貸付とあわせて生活上の相談を希望される方

☆緊急小口資金特例貸付は、令和2年12月末まで受け付けます。